

燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第120号

改正 令和4年5月26日告示第216号

(趣旨)

第1条 この告示は、市内事業所における全ての従業員が活躍できる職場環境づくりの推進を図るため、中小企業が実施する職場環境を改善する取組に要した経費に対して、予算の範囲内で燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、燕市補助金交付規則(平成18年燕市規則第48号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定するもののうち、次のアからウまでのいずれにも該当しないものをいう。

ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有し、又は出資している中小企業

イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額3分の2以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

(2) 常時雇用労働者 次のアからイまでのいずれかに該当する者をいう。

ただし、当該者を雇用する企業等の代表者の配偶者及び3親等内の親族である者を除く。

ア 期間の定めがなく雇用されている者

イ 一定の期間を定めて反復して更新され、過去1年以上引き続き雇用されている者又は採用時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

(3) つばめ子育て応援企業 燕市つばめ子育て応援企業の認定に関する要綱(令和2年燕市告示第126号。以下「認定要綱」という。)第3条第1項第1号に定める企業等をいう。

(4) つばめ子育て応援企業プラス 認定要綱第3条第1項第2号に定める企業等をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者(以下「補助対象者」という。)は、市内で1年以上事業を営む中小企業で、常時雇用労働者が2人以上の企業のうち、次の掲げるものとする。

(1) つばめ子育て応援企業(補助金の交付決定の日が属する年度と同年度内に認定を受ける者を含む。)

(2) つばめ子育て応援企業プラス

(3) 前2号以外に掲げる企業であって市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは補助対象者とししない。

(1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業を行う者

(2) 燕市暴力団排除条例(平成24年燕市条例第2号)に規定する暴力団及び暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者

(3) 市税等の滞納がある者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げるものとする。

(1) 組織におけるワーク・ライフ・バランス、女性活躍又はダイバーシティの推進を目的として行う事業であって、次のいずれかのもの

ア 社内研修の実施又は外部研修への参加

イ 就業規則等の変更

ウ 外部専門家によるコンサルティングの導入

エ その他組織のワーク・ライフ・バランス、女性活躍又はダイバーシティの推進に資する取組

(2) 厚生労働省におけるえるぼし認定制度、くるみん認定制度又はユース
エール認定制度の認定取得を目的とした事業

2 前項の補助事業は、第7条に規定する交付決定の日の属する年度の3月15
日までに完了するものとする。

3 第1項第2号については、第7条に規定する交付決定の日の属する年度と同
年度に認定取得の申請をする場合において対象とする。

(補助対象経費及び補助率等)

第5条 補助対象経費、補助率及び補助限度額は別表のとおりとし、補助金の
額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助対象事業の実施の際に、他団体の助成金その他収入が生じる場合は、
補助対象経費からその収入金額を差し引くものとする。

3 補助金の交付は、前条第1項第1号及び第2号のそれぞれにおいて、1事業者
につき申請年度内において1回を限度とし、通算3回を限度とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あら
かじめ燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金交付申請書(様
式第1号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実施計画書

(2) 収支予算書

(3) 経費の内訳が分かる書類(見積書の写し等)

(4) 市税等の納税証明書又は納税状況確認に係る同意書

(5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による補助金の交付申請があったときは、当該申
請内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定するも
のとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金の交付の決定をしたときは、燕市みんな
が活躍できる職場環境づくり推進補助金交付決定通知書(様式第2号)に
より申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の交付を決定する場合には、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

4 市長は、第1項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金不交付決定通知書(様式第3号)により理由を付して、申請者に通知するものとする。

(事業の変更及び中止)

第8条 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助事業の内容を変更し、又は中止しようとするときは、あらかじめ燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金変更(中止)承認申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

(変更及び中止の承認)

第9条 市長は、前条の規定による補助事業の変更及び中止の承認申請があったときは、その内容を審査し、承認する場合は、燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金変更(中止)承認通知書(様式第5号)により、補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助事業が完了した補助事業者は、燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金実績報告書(様式第6号)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 実施報告書

(2) 収支決算書

(3) 経費の支払を証する書類(領収書の写し等)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の実績報告書の提出期限は、次のとおりとする。

(1) 補助金の交付決定の日が属する年度と同年度内につばめ子育て応援企業の認定を受ける者 補助事業の完了の日から1か月を経過した日又はつばめ子育て応援企業の認定を受けた日から1か月を経過した日のいずれか遅い期日

(2) 前号以外の者 補助事業の完了の日から1か月を経過した日又は交付決定の日が属する年度の3月末日のいずれか早い期日

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金交付確定通知書(様式第7号。以下「確定通知書」という。)により補助事業者に通知するものとする。

(交付の請求)

第12条 補助事業者は、前条の規定により確定通知書を受けたときは、燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金請求書(様式第8号。以下「請求書」という。)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第13条 市長は、前条の規定により請求書の提出があった日から30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第14条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付の決定を受けたとき。

(2) 交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) その他市長が補助金の交付の決定を取り消すべき理由があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消すときは、燕市みんなが活躍できる職場環境づくり推進補助金交付決定取消・返還通知書(様式第9号)により、補助事業者に通知するとともに、既に補助金が交付されている場合においては、期日を定めてその返還を命ずるものとする。

(市事業への協力)

第15条 補助事業者は、補助事業に係る事例その他市長が必要と認める事項の公表について、市に協力するとともに、市が実施するワーク・ライフ・バランス、女性活躍及びダイバーシティの推進に関する事業に協力するよ

う努めるものとする。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

別表(第5条関係)

補助対象者	第4条第1項に規定する補助対象事業	補助対象経費	補助率
1 つばめ子育て応援企業又は補助金の交付決定の日が属する年度と同年度内に認定を受ける者、つばめ子育て応援企業プラス	第1号アの事業	講師謝金、施設等使用料、委託費、研修参加費	補助対象経費の3分の2以内の額とし、10万円を限度とする。
	第1号イの事業	委託費(顧問料を除く。)	補助対象経費の3分の2以内の額とし、20万円を限度とする。
	第1号ウの事業	相談料	
	第1号エの事業	市長が適当と認める経費(施設整備等のハード事業費並びに備品及び消耗品の購入費は除く。)	
2 つばめ子育て応援企業、	第2号の事業	厚生労働省におけるえるぼし認定制度、くるみん認定制度又はユース	

つばめ子 育て応援 企業プラ ス		エール認定制度の認定 取得を目的とした事業 に要する経費（施設整備 等のハード事業費並び に備品及び消耗品の購 入費は除く。）	
上記 1 及び 2 に掲げる 者以外	第 1 号アの事業	講師謝金、施設等使用 料、委託費、研修参加費	補助対象経 費の 2 分の 1 以内の額と し、10 万円を 限度とする。
	第 1 号イの事業	委託費（顧問料を除く。）	
	第 1 号ウの事業	相談料	
	第 1 号エの事業	市長が適当と認める経 費（施設整備等のハード 事業費並びに備品及び 消耗品の購入費は除 く。）	